

答申第52号

(諮問第67号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成22年9月16日付けで行った公文書非公開決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公文書の公開請求

異議申立人は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第6条第1項の規定により、平成22年9月8日付けで、実施機関に対し、「平成22年〇月〇日、人事課の諏訪人事企画監が私の自宅へかけた電話発信記録、電話内容に関連するすべての文書」の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対して、当該文書を作成していないため公文書不存在との理由で非公開決定を行い、平成22年9月16日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、上記非公開決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成22年10月18日付けで、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

非公開決定処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

職員へ報告、連絡、相談の指導をするべき人事企画監が、電話発信記録を作成せず、人事課長や総務部長へ報告を上げていないとはどういうことか。職員の人事考課や処分を決めるための情報を一手に握り、方針を決め、人事課長らに判断を仰ぐ人事企画監らしからぬやり方である。

異議申立人と人事企画監とは同じ所属になったことがなく、業務においても関

係することは一度もなかった。それにもかかわらず、人事企画監が、〇〇〇のその後の状況を気に向け、励ましたりなどするはずがない。不自然で異議申立人をだまそうとする意図がうかがえる。

第4 実施機関の主張

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、次のとおりである。

本件公開請求は、人事企画監が、平成22年〇月〇〇日付けで〇〇〇〇〇〇となった元職員のその後の状況等を気に向け、1週間を経過した〇月〇日に当該元職員の母親に電話をした際の電話発信記録等の公開を求めるものであるが、その会話内容は、その後の近況や母親への励まし等に関するものであり、特筆すべき事項はなかったことから、上司への報告も必要ないと考え、記録等を作成しなかったものである。

第5 審査会の判断

1 審査会は、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類に基づいて審議した結果、次のとおり判断した。

2 本件対象公文書は、「平成22年〇月〇日に、実施機関の人事企画監が、その1週間前の〇月〇〇日付けで〇〇〇〇〇〇となった、実施機関の元職員である異議申立人の自宅へかけた電話発信記録等」であると認められるが、実施機関の主張によると、「その会話の内容は、その後の近況や母親への励まし等に関するものであり、特筆すべき事項はなかったことから、上司への報告も必要ないと考え、記録等を作成しなかった。」というものである。

3 本件対象公文書は不存在であるかどうかについて

どのような場合に文書を作成するかについては、大分県文書管理規程（平成21年大分県訓令甲第1号）第3条で、「事務及び事業に係る意思決定、実績の確認その他の事務処理については、文書を作成し、又は取得して処理しなければならない。ただし、事務処理に係る事案が軽微なものである場合は、文書の作成又は取得を省略することができる。」と規定している。

本件において、人事企画監が電話をした時期は、既に〇〇〇〇〇〇が決定した1週間後であり、この時点で人事企画監が行うべき事務が残っているとは考えられない。また、実施機関は電話の相手が異議申立人の母親であると主張しており、この点について異議申立人が何の反論もしていないことからすると、電話の相手は異議申立人の母親と認められる。このような事実からすると、電話の内容は「その後の近況や母親への励まし等であった。」とする実施機関の主張は信用できる。

よって、この電話のやりとりについて、文書を作成しなかったということについては、大分県文書管理規程に照らして不自然と言えず、実施機関の説明は信用ができるので、本件対象公文書は不存在であると認めることができる。

第6 結論

以上のことから、本件対象公文書が存在すると認める理由はなく、実施機関が不存在を理由として非公開決定を行ったことは、妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成22年11月10日	諮 問
平成22年11月24日	事案審議（平成22年度第7回審査会）
平成22年12月22日	事案審議（平成22年度第8回審査会）
平成23年 1月26日	答申決定（平成22年度第9回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
原 口 祥 彦	弁護士	会長
宇 野 稔	大分大学経済学部教授	会長代行
武 田 寛	大分県商工会議所連合会専務理事	
森 哲 也	元大分合同新聞社特別顧問	
矢野目 真 弓	元大分県地域婦人団体連合会会長	